

告 示

埼玉県選管告示第四十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|---------------|----------------------------|------------------------|
| 病 院 | 医療生協さいたま生活協同組合 ふれあい生協病院 | 埼玉県川口市大字木曾呂千三百 二番地一 |
| 身体障害者 支援施設 | 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 皆光園 | 深谷市人見千九百九十八番地 |